

射水市監査委員告示第 15 号

財政援助団体等監査（出資団体・指定管理者監査）結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年11月に実施した財政援助団体等（公益財団法人射水市絵本文化振興財団）監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年11月22日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 高橋 久 和

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象 [所管課]

出資団体監査・公の施設の指定管理者監査

公益財団法人 射水市絵本文化振興財団

[地域振興・文化課]

## 2 監査の実施日

令和3年11月17日（水）

## 3 監査の期間

令和3年11月2日から同年11月17日まで

## 4 監査の範囲（令和2年度）

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された事務事業

## 5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事務事業が能率的、効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

## 6 財政援助の状況

出資の状況

資本金（基本財産）	射水市の出資額	射水市の出資割合
77,000,000 円	77,300,000 円	100%

射水市の出資額のうち、300,000 円は運用財産として普通預金で管理されている。

## 7 指定管理者の概要

名 称	公益財団法人 射水市絵本文化振興財団
代 表 者	理事長 泉 洋
所 在 地	射水市鳥取 50 番地

## 8 指定管理施設の概要

施設名	射水市大島絵本館
所在地	射水市鳥取 50 番地
所管課	地域振興・文化課
基本協定締結日	令和 2 年 1 月 6 日
指定期間	令和 2 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日
管理業務委託料	80,784,000 円 (令和 2 年度)

## 9 監査の結果

監査の結果、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については記述を省略した。

### ○意見

- (1) 施設の老朽化に伴う修繕等について、業務に支障が出ないよう日常的に点検・修繕を実施し、大規模修繕に至らないよう所管課と連携し、適切な施設管理に努められたい。
- (2) 広報活動について、ホームページやフェイスブックに加え、プッシュ型の SNS 等を活用した情報発信により、市内在住の幼児・児童等がいる家族の利用促進を図られるとともに、市民の利用の増加につながる魅力的なイベントの実施に努められたい。

(地域振興・文化課)